

今月のトピックス

令和2年2月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088

TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

URL <http://www.slmo.co.jp/>

《外国人雇用状況の届出に関する追加項目》

労働施策総合推進法に基づき、外国人労働者の雇入れと離職の際に、氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。令和2年3月1日以降に雇入れ、もしくは離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出において、在留カード番号の記載が必要となります。なお、届出方法は、雇用保険被保険者の場合とそれ以外の方の場合で異なりますのでご注意ください。

【雇用保険被保険者となる外国人労働者の場合】

雇用保険被保険者資格取得届、または資格喪失届を提出する際に、「雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】」の添付が必要となります。

例えば取得の場合、「雇用保険被保険者資格取得届」とともに「雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】」が必要です。

なお、【別様式】での届け出は、雇用保険被保険者資格取得届および資格喪失届が様式改正(在留カード番号記載欄が追加)されるまでの暫定運用となります。

雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】

1. 事業所番号	
[] - [] - []	
2. 在留カード番号記載欄	
雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】	在留カード番号記載欄 (在留カードの右側に記載されている12桁の英数字)
1	
2	

【雇用保険被保険者以外の外国人労働者の場合】

「雇入れ・離職に係る外国人雇用状況届出書」の様式が変わります。「在留カードの番号」という項目が追加された新しい様式をご使用ください。

様式第3号(第10条関係)(表面)
雇入れ・離職に係る外国人雇用状況届出書

①外国人の氏名 (ローマ字)	姓	名	定住形態
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間 (期間)	年 月 日 まで
④①の者の生年月日 (西暦)	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の業務外 活動許可の有無	1 有 ・ 2 無
⑧①の者の 在留カードの番号 (在留カードの右側に記載されている12桁の英数字)			
雇入れ年月日 (西暦)	年 月 日	離職年月日 (西暦)	年 月 日

《雇用保険料免除制度の廃止について》

平成29年1月1日から、65歳以上の従業員も雇用保険の新規加入ができるようになり、同時に雇用保険料の免除制度が廃止となっていますが、3年間の経過措置が設けられています。そのため、令和2年3月分までは雇用保険料の徴収が免除されていますが、それ以降の令和2年4月分の給与からは徴収が必要となりますのでご注意ください。なお、雇用保険料率や保険料の徴収方法に関しては、他の従業員と同様です。

上記につきまして、ご不明点・ご質問等ございましたらお気軽にご連絡ください。